



■ 巻頭言	2015年度イギリス・ドイツにおける犯罪被害者支援に関する調査に参加して	1
■ 特集	「民間被害者支援団体の利用に関する調査」を実施して	2～4
■ 寄稿	第3次犯罪被害者等基本計画下において民間被害者支援団体に求められる役割	5
■ センター紹介	公益社団法人 ぎふ犯罪被害者支援センター	6
■ 用語解説	仮釈放等審理における意見等聴取制度	7
■ 全国被害者支援ネットワーク総会が開催されました		8
■ 選任された役員		8
■ お知らせ		8
■ 編集後記		8

巻頭言

2015年度 イギリス・ドイツにおける 犯罪被害者支援に関する調査に参加して

公益社団法人 紀の国被害者支援センター事務局長
全国被害者支援ネットワーク理事 ● 浅利 武

ネットワーク第2期3年計画（国際化への取り組み～海外諸団体の活動内容の調査と交流）に基づいて、飛鳥井望氏（ネットワーク理事）をリーダーとした調査団（10名）の一員として、2016年2月28日（日）から3月6日（日）までの8日間、イギリス・ドイツで犯罪被害者支援を行っている民間団体及び公共機関を訪問しました。

<イギリス>

（2月29日：グラスゴー）

グラスゴーでは、“犯罪被害者補償審査会”と“性暴力付託センター～アーチウエイ”を訪問し、審査会では、経済的支援施策（犯罪被害補償スキーム等）の取り組み、アーチウエイでは、サンディフォードカウンセリング&サポートサービス、トラウマとスタッフへの対応等について学びました。

（3月1日～2日：ロンドン）

ロンドンでは、“シチズンズアドバイス（市民アドバイス）”と“インナーロンドン裁判所”を訪問し、市民アドバイスでは、裁判におけるWitness Service（証人サービス）等について学ぶとともにイギリスで唯一ビデオリンク支援の担当者があるインナーロンドン裁判所の法廷、市民アドバイスの事務所、証人待合室等を見学しました。

犯罪被害者補償審査会

<ドイツ>

（3月3日～4日：ヴィーズバーデン / マインツ）

ヴィーズバーデンでは、“HILFE（州立犯罪被害者支援団体）・司法センター”とマインツでは、“白い環”を訪問し、ヴィーズバーデンでは、ヘッセン州司法省の会議室をお借りし、司法省本省部長の歓迎の挨拶を受け、ドイツの犯罪被害者の権利、犯罪被害者・証人に対する支援活動、HILFEの取り組み（犯罪被害者・証人支援）等

インナーロンドン裁判所

について学ぶとともにHILFEセンター及び司法センター（裁判所）を見学しました。

マインツでは、39年前に設立した民間の被害者支援団体

“白い環”の被害者支援、ドイツにおける犯罪被害者の補償、心的外傷研究の見地における犯罪被害者支援、支援ダイヤル等について学びました。

ネットワークでは、これまでも諸外国（カナダ・アメリカ・イギリス・ニュージーランド）から学んだことを日本の被害者支援に活かしています。今回の訪問でも、日本における犯罪被害者支援の一層の充実と支援活動の質の向上のため、多くのことを学ぶことができました。

本年度からスタートした「ネットワーク第3期3年計画～“被害者が、全国のどこにいても、いつでも（24時間365日）、求める支援が受けられ、被害者の声に応えることのできる活動”」を推進する中で、今回の訪問で学んだことを、被害者支援活動に活かして参りたいと考えています。

調査内容の詳細につきましては、「海外調査報告書」で報告させて頂くこととし、概略ではありますが、イギリス・ドイツにおける犯罪被害者支援に関する報告とします。

HILFE

白い環